

議案第 5 2 号

市川市心身障害児就学指導委員会条例の一部改正について

市川市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

市川市心身障害児就学指導委員会条例（昭和 4 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「2 年」を「1 年」に改める。

第 8 条中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局学校教育部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される委員の任期について適用し、同日前に委嘱された委員の任期については、なお従前の例による。

理 由

心身障害児就学指導委員会の審議に多くの日数及び時間を要することによる委員の負担並びに学校関係者に対する委嘱の状況を考慮し、委員の任期を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。